

起債に付いて

左記の通り起債するものとする

記

- 一 起債金額 一 金 五拾萬圓
 - 一 起債の目的 一 壱峯産却場新設費
 - 一 借入先 一 郵政省簡易保険局
 - 一 借入利率 一 年八分以内
 - 一 借入時期 一 昭和二十九年年度 但し工費又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度において繰起して借入れることが出来る
 - 一 償還の方法 一 昭和三十年年度より五年以内掲置き、爾後毎五年以内、毎二回（郵政省にあっては同省の定める）回により元利均等償還するものとする
- 但し財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換之ることが出来る
- 一 償還財源 一 稅收その他一般六入

昭和二十九年九月三十日提出

昭和二十九年九月三十日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野康

三朝町長 坂出雅

